

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年5月11日	京阪バス 株式会社(法人番号 5130001010526) 代表者 三浦 達 也	京都府京都市南区東九条 南石田町5番地	京田辺営業所	京都府京田辺市田辺茂ヶ谷20番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年2月19日、事業者の報告に基づき調査を 実施。1件の違反が認められた。(1)早発の禁止違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第12条)	0	0
令和8年5月11日	京阪バス 株式会社(法人番号 5130001010526) 代表者 三浦 達 也	京都府京都市南区東九条 南石田町5番地	交野営業所	大阪府交野市星田北5丁目55番地7号	文書勧告	道路運送法第27条第3項	令和8年4月2日、事業者の報告に基づき調査を実 施。1件の違反が認められた。(1)早発の禁止違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第12条)	0	0